

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 7 月 24 日

金 曜 日

第 3937 号

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 土地改良区の定款変更の認可

内水面漁場管理委員会指示

- コイの放流の制限及び遺棄の禁止 2

告 示

富山県告示第332号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成27年 7 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成27年 7 月 21 日	1650500018	一般社団法人 おひさま	氷見市阿尾 885番地 1	キッズサポート なないろ	氷見市北大町15番19号

富山県告示第333号

土地改良区の定款変更の認可について

魚津市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成27年7月16日認可した。

平成27年7月24日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第5号

コイの放流の制限及び遺棄の禁止について

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成27年7月24日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

1 指示の内容

(1) 放流の制限

次に掲げるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)は、県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りではない。

ア 県内外の公共用水面等で採捕されたコイ

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイと水を介しての接触があったコイ

ウ PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

(2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成27年8月16日から平成28年8月15日まで